

51 配属将校の演習召集に関する件に付公私立大学等へ通牒

〔昭和十二年九月〕

(注記1) 官普一九〇号
 裁決 9月8日 文書課長 (有原) 送 9月9日 起案者 (佐藤)

昭和十二年九月七日起案

事務官後伺

学務課長 (朝比奈)

普通学務局長後伺 (藤野)

次官 (伊東)

専門学務局長 (山川)

(注記4) 実業学務局長 (小笠原)

社会教育局長後伺 (田中)

案ノ一 (親展)

年 月 日 次官

直轄 学校 長
 公立私立大学、高等学校、
 専門学校長
 各 地 方 長 官
 但シ官立盲、聾哑学校及
 女子ノ学校ヲ除ク
 宛

配属学校ノ演習召集ニ関スル件通牒

今回陸軍省ヨリ今次ノ事変ニ対スル補備教育ノ為配属将校中ノ
 戦時職務充当者其ノ他特ニ必要ナル将校ヲ所要期間召集致度旨

師団長又ハ留守司令官ヨリ当該学校長宛申出アリシ際ハ学校配
 属将校ノ隊附勤務、演習参加ニ関スル從來ノ協議以外本事変間
 ニ限り学校長ニ於テ何分ノ便宜供与方ノ申越有之タルニ付 (可
 然御配慮相成度) (御了知ノ上貴管下当該各学校ニ其ノ旨至急
 御伝達相成度) (朱書)
 追テ本件ハ陸軍大臣ノ命ニヨリ実施スル場合ノミニ限ルモノ
 ニ付為念申添フ
 (備考) (一) 内ノ朱書ハ地方長官宛ノミトスルコト)

案ノ二

年 月 日 次官

陸軍 次官 宛

配属将校ノ演習召集ニ関スル件回答

九月六日陸支密第六八七号ヲ以テ標記ノ件御申出ノ処右ハ本日
 別紙ノ通関係各学校ニ依牒致シタルニ付御承知相成度
 備考 別紙 (案ノ一) 添附ノコト
 (朱書) 以下参照

(一) 学校配属将校ノ隊附勤務演習参加ニ関スル件 (大正十四年七月
 大正十四年勅令第一三五号陸軍現役将校配属令ニ拠ル学校配
 属将校ヲシテ軍事ヲ研究セシムル為左記要領ニ依リ隊附勤務
 及演習参加等ヲ実施セシムルコトニ定メラレ候条依命及通牒
 候也

要 領

一、各部隊長ハ軍事研究ノ為必要ト認メタル場合ニ於テハ学校

(下 札)

ニ配属セラレタル隷下将校ヲシテ隊附勤務、演習〔習〕参加等ヲ実施セシムルコトヲ得

二、前項ノ実施ハ当該学校長ト協議ノ上学校ノ休暇中其ノ他教練ノ実施ニ差支ナキ場合ニ於テ行フモノトス

(以下略)

(一)今回陸軍省ヨリノ通牒ハ〔前掲通牒通〕^(加筆)従来協議ヲ要シタル学校配属将校ノ隊附勤務、演習参加ノ外召集等ニ関シ今次事変

間ニ限り便宜供与方ノ申出ナルヲ以テ事情止ムヲ得ザルモノト認ム

陸支密第六八七号

(注記6)

配属将校ノ演習召集ニ関スル件通牒

昭和拾貳年九月六日 陸軍次官 梅津美治郎 印

文部次官 伊東延吉殿

今回ノ事変ニ対スル補備教育ノ為配属将校中ノ戦時職務充当省ハ其ノ他特ニ必要ナル将校ヲ所要期間召集致度旨師団長又ハ留守司令官ヨリ当該学校長宛申出アリシ際ハ学校配属将校ノ隊附勤務、演習参加ニ関スル従来ノ協議以外本事変間ニ限り学校長ニ於テ何分ノ便宜与ヘラル、様取計ハレ度依頼ス

追テ本件ハ大臣ノ命ニヨリ実施スル場合ノミニ限ルモノニ付申添フ

(注記1)

〔完結〕

(注記2)

〔秘〕

(注記3)

〔至急〕

(注記4)

〔記録掛 16・9・18 受領〕

(注記5)

〔一九〕〔簿冊内件名番号〕

(注記6)

〔大槪〕

(注記7)

〔秘〕

(注記8)

〔文部省 官普190号 昭和12・9・7〕

(下札)

〔中山〕^(抹消)

〔種別〕^(加筆)〔ぬ〕^(加筆)〔三〕^(加筆)〔ね〕^(加筆)／聯繫

／登録追加

／件名

〔秘〕陸軍

省依頼

地方庁等

〔宛〕^(加筆)〔へ〕通牒

配属将校演習召集ニ関スル件

〔通牒〕^(抹消)／番号

官普一九〇／結了年月日

昭二二 九 九／保存年限 ムキ／枚数 四

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練〕
〔第一冊〕文部省⑤ 34,32-7,2540